

○神戸市地域活動推進委員会規則

平成16年9月1日

規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市民による地域活動の推進に関する条例（平成16年3月条例第58号）第14条第6項の規定に基づき、神戸市地域活動推進委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第2条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会に関する事務を処理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の総数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取に関する協力の要請)

第4条 委員会は、必要があると認められるときは、関係者の出席及び意見の聴取に関し協力を要請することができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、地域協働局において処理する。

附 則

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。